

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
 実施方針等に関する質問の回答

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	2	第1	1	(7)	契約形態	特別目的会社(以下「SPC」という。)の設立について長期事業における参加企業ごとの責任区分・責任期間の明確化、構成企業の状況に伴う参加障壁の軽減等の観点より、「SPCの設立は事業者の提案による」など、条件設定の見直しのご検討をお願い致します。 長期の運営を含む事業内容を踏まえ、責任分担を明確化する意味でも、SPC設立を任意とすることが望ましいと考えます。	斎場の経営の安定化の観点からSPCの設立は必須とします。 市としては、これまでの官民対話における意見、要望を踏まえて対応可能として判断しており、必要な経費も見込んでいます。
2	3	第1	1	(8)①	施設改修業務に係る対価(施設整備費)	支払時期、回数についてご教示願います。	入札公告時に示します。 なお、改修工事は基本的に出来高に応じての支払を想定しています。
3	4	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	提案書類の締切日はいつ頃を予定されていますでしょうか。	入札公告時に示します。
4	6	第2	2	(4)①	入札参加者の各構成企業	「同一の企業が改修工事業務と工事監理業務を実施することはできないものとする」とあります。 火葬炉の工事監理業務について建築物を主たる業務とする設計事務所は、火葬炉設備についての専門知識がないため業務対応が困難です。火葬炉企業において、改修等の施工管理を行う立場と工事監理を行う立場をそれぞれ異なる人材によって業務対応するなどによって、施設整備の品質確保が可能であると考えます。火葬炉設備については、改修工事業務と工事監理業務を同一企業が実施することを認めて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
5	6	第2	2	(4)①	※対話追加質問	火葬炉本体は特殊な工事を要するため、設計企業による工事監理範囲に火葬炉の工事監理も含むことは困難であると考えます。 設計企業による工事監理対象範囲は、火葬炉自体の工事は除く等としてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
6	8	第2	2	(4)②ウc	入札参加者の備えるべき参加資格要件	「平成23年4月以降において、(中略)、建設業務を元請で行った完了実績があること」とありますが、着工日は平成23年4月以前、竣工日は平成23年4月以降の案件を完了実績とみなして宜しいでしょうか。	完了実績とは工事が完了し、発注者による完成検査(又はこれに相当する検査)に合格し、引渡し等により履行が完了した実績を指します。したがって、着工日が平成23年4月以前であっても、竣工日が平成23年4月以降である案件については、「完了実績」として取り扱って差し支えありません。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
7	9	第2	2	(7)④イ	特定目的会社(SPC)の設立	「代表企業の出資比率は構成員中最大とする」とありますが、ここで言う「代表企業」とはコンソーシアムとSPCのどちらの代表企業でしょうか。	SPCの代表企業を指します。
8	9	第2	2	(7)④イ	※対話追加質問	コンソーシアムの代表企業とSPCの代表企業は別個に検討することで問題ないでしょうか。	提案書作成における入札参加者の代表企業と事業開始後のSPCの代表企業については必ずしも入札参加者の代表と一致しなくても差し支えありません。 なお、事業開始以降の入札参加者とSPCの代表企業は同一企業としてください。
9	9	第2	2	(7)④ウ	特定目的会社(SPC)の設立	「施設改修業務の期間中においては、市との協議の上で代表企業を変更することも可能とする」とありますが、施設改修業務が完了した時点で代表企業を変更することは可能でしょうか。	市の承諾を受ける必要がありますが、施設改修業務が完了した時点を含めて、事業期間中での代表企業の変更を可能とします。
10	9	第2	2	(7)④ウ	特別目的会社(SPC)の設立	工事完了後に代表企業を変更する事はできないため、施設改修業務期間中(工事完成前)に代表企業を変更する必要があるという事だと思いますが、代表企業を変更する計画がある場合、いつの時点までに貴市への報告が必要でしょうか？	実施方針に対する質問No.9をご確認ください。
						その場合の出資比率等、代表企業変更に伴う条件・ルール等はありませんでしょうか？	代表企業は構成員中で最大出資比率としてください。また、運営期間においても改修工事企業のうち少なくとも1社は出資することを想定しています。
11	9	第2	2	(7)④エ	特別目的会社(SPC)の設立	SPCを閉鎖会社とし、取締役会および監査役の設置、さらに株式譲渡に市の同意を要件としている点について、市としてどのようなリスクを想定し、どのような効果を狙ってこの設定しているか。	SPCを閉鎖会社とし、市の同意なしにSPCの株式の譲渡を行うことを制限する目的は、本事業の事業者以外の第三者への株式流出を防ぐことです。また、取締役会及び監査役を設置する目的は、公共事業として経営判断の透明性を確保することにあります。
12	11 ・ 19	第3 ・ 別紙2	2 ・ 共通	議会の議決リスク	議会の議決リスク	契約締結が遅延・中止した場合も含めて、事業者の負担リスクではないと考えます。 適用される理由の説明、または、修正をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合のリスクとは、提案書の作成やヒアリングへの対応等、契約締結までに事業者として要した費用は事業者が負担することを想定しています。
13	11 ・ 19	第3 ・ 別紙2	2 ・ 共通	法令等関連リスク	法令等関連リスク	本事業への影響の有無によらず、法令等による変更は不可抗力であり、事業者の負担リスクではないと考えます。 適用される理由の説明、または、修正をお願いします。	原案のとおりとします。 本事業に直接的な影響のない、一般的な法令等の変更を想定しており、多くの事業に共通して影響し、事業者側で影響を低減できる余地が大きいことから、事業者負担を想定しています。 なお、直接的な影響の有無については協議の上で判断します。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
14	11 ・ 19	第3 ・ 別紙2	2 ・ 共通	物価変動 リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	※3による、一定の割合の負担について、事業者の負担リスクではないと考えます。 適用される理由の説明をお願いします。 昨今では技術単価の上り幅も大きく、物価変動に関する協議事項と考えています。	原案のとおりとします。 市の工事請負契約等に準拠し、事業者は物価のインフレ・デフレに伴うリスクについて、一定の割合または一定の額を負担することとしております。 なお、公共工事約款に基づく方針であり、物価改定指標については入札公告時に示します。
15	15	第6	3	-	いずれの～困難となった場合	不可抗力の場合は協議とされているが、人材確保困難、物価上昇、法令改正等は、市として不可抗力に含まれる想定か。 「不可抗力」と「事業者都合」の境界はどのように想定しているか。	実施方針 別紙2 リスク分担案のとおり、物価上昇は「物価変動リスク」、法令改正は「法令等関連リスク」の考えに基づき、市と事業者でリスクを分担する想定です。 不可抗力事由に当たるかどうかは、個別事象ごとに市と事業者の協議を踏まえ、市が判断します。市及び事業者が予見不可能かつ合理的な判断や統制の範囲を超えた事象(自然災害、戦争・暴動、新たな疫病・パンデミック等)による影響について、通常必要とされる注意や予防措置を講じても防止できない事象を不可抗力と想定しています。
16	15	第6	3	-	※対話追加質問	市の当初見込みより著しい物価上昇率は、不可抗力にあたりますか。	物価上昇については、別途物価改定による維持管理運営費変更の規定を設けます。費目に応じた指数を設定し、指数の増減に応じて、維持管理運営費を見直すことを想定しています。 指数が実勢に見合わない等の場合は、必要に応じて協議の余地がありますが、事業者の見立て違いによるものは事業者負担を想定しています。
17	15	第6	3	-	※対話追加質問	事業の見通しが立たず、解約を申し入れる場合はどのような扱いとなりますでしょうか。	契約書の規定に則り、事業者都合の解約として対応を検討することになります。
18	19・20	別紙2	共通	物価変動 リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	「維持管理・運営のインフレデフレ」の負担者で市が○、事業者が△となっている。P.20「事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する」の割合、額はどの程度を想定しているか。(例えば1%の物価変動による費用は事業者負担。それ以上は市の負担とか)	指定管理料等の改定の条件等は、入札公告時に示します。
19	19・20	別紙2	共通	物価変動 リスク	※対話追加質問	人件費については、最低賃金等が反映されますでしょうか。	人件費・物価等の上昇が著しい昨今の情勢を踏まえ、指定管理料の改定にあたっては、できる限り実態を反映できるよう、物価改定指標を設定することを考えています。
20	19・21	別紙2	共通	物価変動 リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	運営費が建設費を大きく上回る事業構造において、人件費・物価上昇・採用難といったリスクが運営事業者に集中する点において、市としてリスク分担をどのように考えているか。	人件費・物価等の上昇が著しい昨今の情勢を踏まえ、指定管理料の改定にあたっては、できる限り実態を反映できるよう、指標や変動の許容範囲等の設定することを考えています。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
21	20	別紙2	共通	物価変動リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	物価変動リスク「維持管理・運営の物価のインフレ・デフレ」について、市：○、事業者：△(事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。)とありますが、人件費においては特に、年間5%もの最低賃金上昇率が最近では当たり前となっているのが現状ですが、19年後を見越した積算は非常に困難であると言わざるを得ません。人件費スライド制など、貴市のお考えについてご教示願います。	実施方針に対する質問No.9をご確認ください。
22	20	別紙2	共通	物価変動リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	物価変動リスク「維持管理・運営の物価のインフレ・デフレ」について(場合により法令等関連リスク)、働き方改革等で労働者の法制度的な処遇改善がされた場合、人件費等に影響するものは協議の上、費用補填がされる可能性があるとの認識でよろしいでしょうか。例えば労働者の休日日数が法制度上増えた場合、職員を増員する可能性などもリスクとして想定しています。	本事業に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に伴うリスクは市が負担します。ただし、その他の法制度・新設・変更に伴うリスクは事業者負担を想定しています。 なお、本事業への直接の影響有無については、協議の上で市が対応を決定する想定です。
23	20	別紙2	共通	物価変動リスク	※対話追加質問	事業期間内の既存設備の老朽化に伴う修繕工事に対するリスクは市負担との認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)第5 2(4)をご確認ください。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	2	第1別紙1	1	(7)	契約の形態	本事業は民間資金を活用しないDBO案件であることから、特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立しない事業スキームの提案を可能としていただきたい。	実施方針に対する質問No.1をご確認ください。
2	2	第1	1	(7)	契約の形態	SPC設立型を前提として記載されていますが、本事業は民間資金を活用しないDBOである事、SPC設立による費用面等により参画障壁が上がるため、SPC非設立型の提案も可とする事のご検討をお願いします。	実施方針に対する質問No.1をご確認ください。
3	4	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	第2回の入札説明書等に関する質問の回答公表(令和8年7～8月頃)から提案書類の受付までの期間が短い為、時間的な配慮をしていただきたい。	ご意見として承ります。
4	4	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	提案書類の受付が令和8年8月との記載がありますが、これは提出締切を指しているのでしょうか？	お見込みのとおりです。
						質問回答の公表(第2回)が令和8年7～8月との事ですので、提案書類の提出まで時間的なご配慮をお願いします。	ご意見として承ります。
5	9	第2	2	(7)④	特別目的会社(SPC)の設立	P18(別紙1)にもあります通り、SPC組成がなされることが前提とされています。非SPCによる事業参加を可能としていただくよう、お願い申し上げます。	実施方針に対する質問No.1をご確認ください。
6	9	第2	2	(7)④	特別目的会社(SPC)の設立	18年間に渡る長期、固定的なリスクをSPCの出資者として負担することは事業参加意欲に対する障壁となり、参加業者が限定されることになるのではないのでしょうか。特別目的会社(SPC)を設立しない形での運用を検討いただけないでしょうか。	実施方針に対する質問No.1をご確認ください。
7	9	第2	2	(7)④	※対話追加質問	SPC運営上の人件費は見込んでいますでしょうか。	SPCの運営に必要な経費を見込んでいます。 会社法上必要な計算書類等の作成費用、その他経費、税金等の費用を見込んでいます。 また、維持管理・運営費に必要な人件費も必要費用を見込んでいます。
8	9	第2	2	(7)④	※対話追加質問	総括責任者はSPCから選出するという規定があるが、総括責任者の経費は見込まれていますでしょうか。	総括責任者に係る経費は見込んでいます。 なお、SPCの社員とするにあたり、出向、兼務等の形式も考えられます。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
9	19	別紙2	共通	物価変動リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	維持管理・運営の物価のインフレ・デフレについて、斎場の維持管理で使用する消耗品類、火葬備品や火葬消耗品なども対象との認識でよろしいでしょうか？ 日本の物価上昇率は先進国の中でも近年、トップクラスとなっており、斎場の維持管理で使用する消耗品類、火葬備品や火葬消耗品の価格も上昇しています。 本事業は長期間の契約で、斎場の規模も大きく、火葬件数・来場される利用者数も大きいため、また物価上昇の及ぼすリスクは大きいと考えられるため、上記について対象としてご検討をお願いします。	お見込みのとおりです。 具体的対応としては、あらかじめサービス対価の項目ごとに物価改定指標を設定し、変動率の確認の基準日時点からサービス対価改定を申請時までの期間の変動率を確認し、基準値を上回る場合に改定を行うという流れを想定しています。 なお、改定の指標や改定方法については入札公告時に示します。
10	19・21	別紙2	共通	物価変動リスク	維持管理・運営のインフレデフレ	本事業は長期にわたるため、最低賃金改定や人材確保環境の変化による人件費上昇は、物価指数のみでは将来の変動を十分に反映できない可能性があると感じております。人件費スライド等、他に検討可能な調整方法はありますか。	実施方針に対する質問No.19をご確認ください。
11	19	別紙2	共通	市民・住民対応リスク	-	利用者からの苦情に関するものは市で対応していただきたい。	利用者からの工事に関する苦情については、基本的に合理性を考慮して初動対応は事業者による対応を想定します。事業への影響状況を考慮し、適宜市も対応を実施します。
12	19	別紙2	共通	市民・住民対応リスク	-	「本事業を実施すること自体に関する市民・住民の苦情・反対運動・訴訟等に関するもの」は市負担、「事業者の責により、市民・住民の反対運動・訴訟等が生じた場合」は事業者負担とし、「上記以外により市民・住民の反対運動・訴訟等が生じた場合」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
13	19	別紙2	共通	第三者賠償リスク	-	「市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害」は市負担、「事業者の責による事由を原因として第三者に及ぼした損害」は事業者負担とし、「上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
14	20	別紙2	施設改修	設計変更リスク	-	「市の事由により設計変更が生じ費用が増加するもの」は市負担、「事業者の責による事由により設計変更が生じ費用が増加するもの」は事業者負担とし、「上記以外の事由により設計変更が生じ費用が増加するもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
15	20	別紙2	施設改修	設計遅延・設計費増大リスク	-	「市の事由による設計の遅延・設計費の増大に関するもの」や「市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できない事由による設計の遅延・工事費の増大に関するもの」は市負担、「事業者の責による事由による設計の遅延・設計費の増大に関するもの」は事業者負担とし、「上記以外の責による設計の遅延・設計費の増大に関するもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
16	20	別紙2	施設改修	工事遅延・工事費増大リスク	-	「市の事由による工事の遅延・設計費の増大に関するもの」や「市があらかじめ提示した情報・資料から合理的に想定できない事由による工事の遅延・工事費の増大に関するもの」は市負担、「事業者の責による事由による工事の遅延・工事費の増大に関するもの」は事業者負担とし、「上記以外の責による工事の遅延・工事費の増大に関するもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
17	20	別紙2	施設改修	一般的損害リスク	-	「使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの」は事業者負担とし、上記のうち、市の責に帰すべき事由によるものは市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
18	20	別紙2	維持管理・運営	施設・設備瑕疵リスク	-	工事費算出の為に瑕疵の内容・期間を明確にさせていただく必要があります。	基本的に、改修工事の契約不適合期間は公共工事の標準約款に基づき2年間を想定しますが、入札公告時に示します。 なお、維持管理による性能保証は事業期間中とし、事業終了後1年間以内の大規模な修繕が発生しない状況を維持する要求水準になります。
19	20	別紙2	維持管理・運営	計画変更リスク	-	「市が提示した維持管理・運營業務に関する計画や前提条件の変更によるもの」は市負担、「事業者の責による事由による維持管理・運營業務に関する計画や前提条件の変更によるもの」は事業者負担とし、「上記以外の維持管理・運營業務に関する計画や前提条件の変更によるもの」は市負担として頂きたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合の協議には市は応じる想定です。 また、市が提示した資料から合理的に予測できないものは基本的に市の負担として想定されると考えます。
20	20	別紙2	維持管理・運営	警備リスク	-	「事業者の事由によるもの」は事業者負担、「上記以外の事由によるもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
21	20	別紙2	維持管理・運営	-	-	人件費上昇に関するリスクの記載がありません。 近年、最低賃金引き上げ・人件費が継続的に上昇しているため、維持管理・運営の物価変動リスク同様、人件費上昇も対象としてご検討をお願いします。	維持管理・運營業務に係る人件費のインフレ・デフレに伴うリスクは、「維持管理・運営の物価のインフレ・デフレ」の考え方で分担します。
22	21	別紙2	維持管理・運営	情報漏洩リスク	-	「事業者の事由による、情報の管理及び保護に関するもの」は事業者負担、「上記以外の事由によるもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
23	22	別紙2	維持管理・運営	事故発生リスク	-	「事業者の事由によるもの」は事業者負担、「上記以外の事由によるもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
24	23	別紙2	維持管理・運営	施設・設備・機器等損傷リスク	-	「事業者の事由によるもの」は事業者負担、「上記以外の事由によるもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。
25	24	別紙2	維持管理・運営	事業中止リスク	-	「事業者の事由によるもの」は事業者負担、「上記以外の事由によるもの」は市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、必要な場合は市と協議の上、対応を決定する想定です。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
26	20	別紙2	維持管理・運営	-	-	物価変動リスク「維持管理・運営の物価のインフレ・デフレ」とは別に、人件費リスク(人権費スライド等)をリスク分担項目に追加いただくよう、お願い申し上げます。	維持管理・運營業務に係る人件費のインフレ・デフレに伴うリスクは、P19に記載のとおり、物価変動リスク「維持管理・運営の物価のインフレ・デフレ」の考え方で分担します。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	3	第1	4	(1)	適用法令等	今回の工事は建築基準法上の「大規模の修繕・模様替」に該当すると思われます。 改修対象外のエリア(既存のまま残す階段、廊下幅、排煙設備等)について、現行法規への適合(遡及適用)を行政から求められた場合、その業務対応(改修設計、改修工事等)は本事業の範囲外と考えてよろしいですか。	今回の工事は床面積の増加や建築基準法上の「大規模の修繕・模様替」に該当する内容は含んでいない認識です。
2	3	第1	4	(1)	適用法令等	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、改修エリア外(既存のアプローチや廊下幅等)の対応整備が発生した場合は、本業務の範囲外と考えてよろしいですか。	要求水準書に記載以外の整備が発生した場合は、本業務の対象外となります。
3	3	第1	4	(1)	適用法令等	確認申請図書一式をご提示いただけませんか。	公文書の保存期限が満了しており、確認申請図書が現存していないため、提示することができません。
4	3	第1	4	(1)	適用法令等	既存不適格の可能性のある排煙設備について 今回のレイアウト変更に伴い、現行の建築基準法・消防法への完全適合(風量、排煙口位置、手動開放装置等)は、本業務の範囲外と考えてよろしいですか。	今回の改修箇所を含むエリアについては、本業務の対象となります。ただし、市から提示した資料から読み取れないものに関しては市の負担として想定しています。
5	3	第1	4	(1)	※対話追加質問	工事費が確定した段階で既存不適格が発覚した等の想定外の事象が生じた場合は市の負担となる認識でよろしいですか。	予見できないものであれば市の負担として、市と協議の上、対応を決定する想定です。
6	3	第1	4	(1)	※対話追加質問	仮設火葬棟に関しては確認申請が必要ですか。	仮設火葬棟については「本体建築物に附属する別棟の建築物」として建てるため、建築確認の申請が必要となります。 なお、大規模修繕は相模原市では確認申請には該当しないと考えています。
7	3	第1	4	(1)	※対話追加質問	仮設火葬棟について、確認申請に当たっては本設と同様の申請方法でよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問No.6をご確認ください。
8	3	第1	4	(1)	適用法令等	仮設火葬炉(3基)の設置にあたり、環境影響評価条例や大気汚染防止法に基づく手続き、地元説明会等の実施は、業務範囲外(必要な場合、市が対応)と考えてよろしいですか。	環境影響評価条例や大気汚染防止法に基づく手続きについて、現在の施設は対象ではなく届出はしていないものの、今後改修の内容によっては必要になる可能性があります。その場合は、市と協議の上、対応を決定する想定です。 地元説明会については、相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、仮設火葬炉設置許可手続きにおいて、説明会が必要となります。原則、市が主催することを想定していますが、事業者にも同席を求める場合もあります。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
9	3	第1	4	(1)	適用法令等	ビル管法の対象とはならない建物と考えてよろしいでしょうか。 対象となる場合、換気設備の増強などが必要になるため、対象となる場合は協議としたいです。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)(昭和45年法律第20号)」を準拠してください。 提案内容等により対象となる場合は、市と協議の上、対応を決定する想定です。
10	3	第1	4	(1)	適用法令等	提供された竣工図より、既存火葬炉室の消火設備として移動式粉末消火設備が想定されます。当該消火設備で法に適合していると考えてよろしいですか。 新設の火葬炉では様式が変わるため、改めて確認いただきたいと考えます。特殊消火となった場合は金額が大きく変わリリスクとなるため、明確化していただきたいと思ひます。	消防局との協議によります。 検査要否・申請要否・必要手続き・時期について確認し、文書化を検討します。 また、事業開始後の防災上の安全基準に関する事前調整を行う消防協議により追加の対応が必要となる場合には、市と協議の上、対応を決定する想定です。
11	3	第1	4	(1)	適用法令等	既存施設は騒音規制法等による値が満足できていると考えます。現状の騒音測定値(生活騒音測定含む)をご提示願ひます。測定していない場合に、改修後の要求水準達成可否が判断出来ないため、測定をお願いする。 今回の改修仕様で事業予算化された、遮音・吸音・防音の仕様をご提示ください。	現状、騒音測定はしていません。今回の改修工事後の為の騒音仕様は想定していません。
12	6	第1	6	(3)ア	事業終了時の要求水準	「経年による劣化は許容するものとする」とあるが、どの程度までを想定しているか。例えば設備の性能及び機能が発揮できていればサビや傷、小さなひび割れ等は経年による劣化として考えるか。	基本的には事業終了時の劣化状況を踏まえた要求水準への適合で判断することになります。
13	6	第1	6	(3)イ	事業終了時の要求水準	事業終了時(20年後)に「1年以内の更新を必要としない」とする要件について 例えば法定耐用年数を超えていても機能維持されていれば合格と考えてよろしいですか。	基本的には事業終了時の劣化状況を踏まえた要求水準への適合で判断することになります。
14	7	第1	7	(2)ア	災害時の対応	大規模災害時に広域火葬を受け入れ、火葬炉設備の劣化修繕(耐火レンガ摩耗等)については、業務範囲外と考えてよろしいですか。	原則として、要求水準書に記載の大規模災害時の対応に伴う劣化修繕は本業務の範囲内となりますが、災害の規模によるものと考えます。
15	7	第1	7	(2)ア	災害時の対応	パンデミックや大規模災害等により火葬需要が急増し、火葬炉の停止(更新工事)が不可能となった場合、工期延長、仮設リース料等の増加費用等は請求できるものとして考えてよろしいでしょうか。	実施方針 別紙-2 リスク分担案のとおり、不可抗力リスクの考え方に従って、市と事業者でリスクを分担します。
16	7	第1	7	(2)イ	災害時の対応	災害発生時に「必要な輸送手段を確保すること」とありますが、災害の規模によって道路や公共交通機関が遮断されることも想定されるため、民間業者が輸送手段の確保を確約することは現実的に難しいかと存じます。燃料等の優先的な供給を依頼する協定の締結程度にしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
17	8	第1	9	(2)	相模原市地球温暖化対策計画	「平成25年度比で30%削減するという目標」とあるが維持管理・運営でできる取り組みは何を想定しているか。	環境負荷の低い資材の選定、省エネ、廃棄物の削減等を想定しています。
18	9	第2	1	(3)ア	騒音・振動規制値の測定条件及び運用について	「利用者が感じる騒音は60dB以内、振動は65dB以内」とあります。 この条件では日中の改修工事ができないと考えます。事業者の提案によるなど、条件の見直しをご検討ください。また、利用者から意見等が入った場合は、貴市と事業者が協働で対処していく方針と考えてよろしいでしょうか。 全てを夜間工事とする場合は、工事期間・工事費用の見直しをお願いいたします。	騒音の基準は、数値設定しないことも含めて要求水準の記載の見直しを検討します。 なお、施設を利用する時間帯の工事による騒音・振動の上限(60dB,65dB以内とする等の規定)について、数値としての規定は撤廃します。ただし、運営しながらの改修実施にあたり、運営企業との連携は必須であり一丸で対応いただくものと考えています。 また、利用者からの意見等への対応は基本、対応の合理性から初動として事業者が行うことを想定します。その上で、事業に影響する場合は市も協働し対処する想定です。
19	9	第2	1	(3)ア	※対話追加質問	夜間工事比率は体制にも影響するため、極力減らしてほしいと考えます。	騒音の基準は、数値設定しないことも含めて要求水準の記載の見直しを検討します。なお、事業の目的達成に向け、工事部位ごとに工事内容を検討し、夜間工事の比率を低減するなどの提案を期待します。
						そのうえで朝の開始時間を早める・利用者の受入時間を短くする等、時間設定についても検討いただくことが望ましいと考えます。	騒音の基準は、数値設定しないことも含めて要求水準の記載の見直しを検討します。なお、火葬時間は相模原市営斎場条例に基づき設定されるため、朝の開始時間を早めることや利用者の受入時間を短くする変更は想定しておりません。
20	9	第2	1	(3)ア	※対話追加質問	工事区画の仕様を、簡易ビニルシートや簡易壁ではなく防音シートや遮音性の高い仮設壁を要求水準とし、金額も見込んでいただくことが望ましいと考えます。 事業者側の提案で対応することは可能ですが、費用の増加が懸念されるため、仕様として事業費に見込んでいただくことが望ましいと考えます。	騒音の基準は、数値設定しないことも含めて要求水準の記載の見直しを検討します。
21	9	第2	1	(2)ウ	基本方針	「原則20年間は中規模改修工事が発生しないように」とあるが中規模とはどの程度か。外壁や屋上の防水、給排水設備の部分更新、共用部の設備交換などを想定か。	中規模改修工事につきましては、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」をご参照ください。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
22	10	第2	1	(3)エ	建築工事の制約	工事期間中、第一駐車場が仮設棟と工事ヤードになるため動線が錯綜します。交通誘導員(ガードマン)の配置(配置数・時間帯)は事業者の提案によるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。 仮設火葬炉棟の利用者動線は北西側のみに、第一駐車場への工事動線は施設への入口部分で利用者動線と交差するため、この部分に交通誘導員の配置は必要ですが、入口以降は臨時資材置き場を経由して第一駐車場に入る単独動線になります。 ただし、第一駐車場部分では火葬炉の更新と火葬炉の運営作業が交錯することが想定されます。これらを踏まえ、ご提案してください。
23	10	第2	1	(3)オ	建築工事の制約	通学時間帯をご教示願います。	一般的に小学校の登校時間帯は8時前後、下校時間帯は学校行事や学年によりますが、14～16時頃と想定されます。
24	10	第2	1	(3)キ (ア)(イ) (カ)	建築工事の制約	休館日とは休場日のことでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、休炉日とは火葬炉の使用ができない日(指定管理者が指定した日)、休場日とは火葬炉と式場が使用できない日です。 なお、年始は休場日となります。休場日は条例上に定められた日及び市長が認めた日(指定管理者が指定した日)がありますが、5月と10月の休場日は市長が認めた日(指定管理者が指定した日)となっています。
25	10	第2	1	(4)ウ	仮設炉工事の制約	火葬炉工事の制約として炉前ホールの仮設壁は意匠性に配慮するよう記載がありますが、建築工事も同じ認識で宜しいでしょうか。 炉前ホール工事においては、新たに入出口を設けなければならない箇所も数か所あり、休みの日と夜間で対応するスケジュールがタイトです。ショッピングモールでのテナント工事における仮設壁程度の簡易なものであれば負担は小さいが、炉前ホールは石張りであり、それと同等のレベルのものの設置を求められるとなると対応が困難であると考えます。	仮設壁において、石張り等の工事負担の大きい仕様は想定しておりません。 建築工事は現状に合わせた意匠性が必要ですが、仮設壁の意匠性については協議によるものとし、可能な範囲での対応を見込んでいます。
26	11	第2	2	(1)	基本要件	更新対象となる既存の電気設備(トランス・コンデンサ)や照明器具(安定器)について、PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有の有無に関する事前調査結果をご提示願います。	令和8年度中に、電気設備(トランス・コンデンサ)のPCB(ポリ塩化ビフェニル)含有の有無に関する調査実施を検討します。
27	11	第2	2	(3)ア(イ)	アスベスト除去	アスベスト除去について、「公表資料6.アスベスト調査結果」とありますが、この調査結果に記載のないアスベストが判明した場合、調査費及び撤去費は市負担で宜しいでしょうか？	事前の調査結果でわからない新たなアスベストが判明した場合の処理費用は市負担になります。 なお、市としてのアスベスト調査を行っていますが、事業者として事業着手時のアスベスト調査は事業者負担で行うことを想定しています。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
28	12	第2	2	(3)ア(イ)c	アスベスト除去	エントランスホール床等のアスベスト含有材料を残置した場合、運営期間中に経年劣化や新設配管工事等により除去・封じ込めが必要となる可能性があります。この場合、リスク負担は「市」と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。 なお、提案時に予測のできない劣化や将来の新設工事配管発生時に伴い対応が発生した場合は市の負担として想定しています。
29	13	第2	3	(1)イ(ア)	設置基数等	長さ×幅×高さが記載されていますが、これは対応枢寸法の事と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	13	第2	3	(1)イ(ア)	設置基数等	遺体、柩、副葬品の重量が記載されていますが、燃焼計算においては、「火葬場の建設・維持管理マニュアル(要求水準書(案)P5(3)適用基準等)」に記載されている遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgで行えばよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	13	第2	3	イ(イ)a(a)	人体炉(大型炉)	「会葬の取り扱いは、告別30分、火葬・冷却75分、収骨15分を基本とし、告別から収骨までの一連を2時間以内とする。」とありますが、考え方としましては、点火予定時刻から30分前の時間を告別時間とするという解釈でよろしいでしょうか。到着後、30分の告別時間を設けるという解釈ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 点火予定時刻の30分前から、30分以内の時間を告別時間とします。
32	14	第2	3	(1)ウ(カ)	異常・非常時の運転	停電時にバックアップすべき負荷について、火葬炉のファン以外に、集じん機(バグフィルター)、場内照明(範囲)、給水ポンプ等、具体的な対象負荷リストをご提示願います。確保すべき性能を提示いただけないでしょうか。	配布資料の災害時の対応(想定)をご覧ください。 設備容量については詳細の検討後に調整する内容となります。
33	16	第2	3	(1)オ	性能試験	供用開始後の性能試験は年1回との記載がありますが、火葬炉設備の排ガス測定は年1回(1炉)の測定でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
34	19	第2	3	(2)イ(キ)	燃焼用空気送風機	数量が10基とありますが、各系列で1基(計5基)としてもよろしいでしょうか。なお既設は5基です。	お見込みのとおりです。
35	21	第2	3	(2)オ(ウ)	触媒装置	数量が10基とありますが、排気系列に応じた数量と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	22	第2	3	(2)カ	(エ)柩運搬車 (オ)炉内台車運搬車	貴市と相談の上、現場には改修工事後も使用できる事を前提とした柩運搬車・炉内台車運搬車があります。これらは継続的に使用しながら、事故・トラブルが発生しない事を前提に事業期間内の適切な時期に、適切な台数を納入するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
37	23 24	第2	3	(3)ア(ア)e	一般事項	計装制御一覧表に記載の監視項目は、要求水準を達成することを条件に、事業者提案により適宜追加・削除を行ってもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
38	26	第2	4	-	仮設火葬棟・火葬炉設備工事	仮設火葬棟の基礎検討のため、第一駐車場の舗装下の地盤データをご教示願います。 また、仮設棟の基礎について、技術的に安全性が確保された場合、撤去の容易性を考慮した「置き基礎」や既存アスファルト上の直接基礎は許容されると考えてよろしいですか。	配布の構造図に記載のあるボーリングデータを確認のうえ、確認申請が受理される内容でご提案ください。
39	26	第2	4	-	仮設火葬棟・火葬炉設備工事	仮設火葬棟について軽量鉄骨ではなく特別なスパン等のプレハブなど事業者の提案が可能と考えるとよろしいですか。	利用者の利用時を想定し、要求水準を満たす内容でご提案してください。
40	27	第2	5	(1)ア(ウ)	共通事項	維持管理期間(20年間)において、メーカーの製造中止等により部品が入手困難となり、想定外のユニットごとの交換やシステム全体の更新が必要となった場合、その超過費用は「不可抗力」として協議対象となると考えてよろしいですか。	予見が不可能な事象については不可抗力として認められる場合もあります。予見可能であれば、予見の中で対応をご提案ください。
41	28	第2	5	(1)イ(ア)b	増設トイレの防水区画と漏水リスクについて	2階にトイレ・水回りを増設について乾式工法、湿式工法等は事業者の提案によると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準を満たす内容でご提案してください。
42	28	第2	5	(1)エ(イ)	火葬炉更新工事	仮設火葬棟の稼働にかかる光熱水費(ガス・電気・水道)は、本設同様に「運営費(市負担)」として扱われると考えるとよろしいですか。	お見込みのとおりです。
43	29	第2	5	(1)オ	工事導線、資材置き場	(イ)に記載の別途確保する利用者用駐車場について、誰が、どこに用意するかの記事がありません。この利用者用駐車場は貴市が用意されるとの認識でよろしいでしょうか？また場所は決定されていますか？利用者用駐車場の借地代はその広さによって費用も変わってくると思いますが、費用の負担についてはどのようにお考えでしょうか？	工事に伴い使用可能な利用者駐車場が減ってしまうことに対して、敷地内のスペースを活用して事業者において駐車台数を確保してください。 なお、その際の1台あたりのスペースは既存よりも狭くなることは可能です。
44	29	第2	5	(1)オ(エ)	旧東清掃事業所跡地の返還条件について	工事ヤードとして借用する旧東清掃事業所跡地の返還時条件「防塵防草仕様」について具体的な仕様をご教示願います。仕様事例: 砕石敷きの厚さ、防草シートの有無、簡易舗装の要否等	砕石敷＋鉄板で臨時使用し、返還時は砕石不陸補正の上簡易アスファルト舗装としてください。砕石厚みについてはご提案してください。
45	29	第2	5	(2)	建築に関する要求水準	改修計画について機能を満足する平面計画等、事業者による合理化提案は可能と考えるとよろしいですか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準を満たす内容でご提案してください。
46	29	第2	5	(2)ア	建築改修工事	告別室等のレイアウト変更に伴い、既存の石貼り床・壁と新規間仕切りの取り合いが生じる場合、既存石材のカット(はつり)するものと考えてよろしいですか。 また、同一石材が入手困難な場合の補修方法(類似石材やデザイン貼り等)は事業者提案によると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。 既存石壁の解体、取り合い部の補修(カットなど)は生じると考えます。新設壁含めてご提案してください。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
47	29	第2	5	(2)ア	建築改修工事	告別室の個室化について トップライトや吹き抜け空間の制約上、隣室とつながる部分が 発生するものと考えてよろしいですか。	トップライトと排煙窓が上部にあり、関連する法令等を満たす ものとして吹抜としての機能を維持した告別室の設計を要求 水準を満たす内容でご提案してください。
48	30	第2	5	(2)ア	建築改修工事	既存霊安室の改修工事中、「仮設の霊安室を…設置する」と あります。 仮設保冷庫の台数は既存同数(4基)とし、設置場所は事業者 提案によると考えてよろしいですか。	仮設保冷庫の台数は必ずしも既存同数とする必要はありません。 相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、 市営斎場には常時、霊安室機能を保持してください。
49	31	第2	5	(2)ア	建築改修工事	空調設備を更新し冷暖房能力が向上することで、改修を行わ ない既存サッシや壁面での「結露」発生が懸念されます。断熱 改修(サッシ枠改修、ペアガラス化等)を行わない部分につい ては、結露発生の可能性があると考えてよろしいですか。	1階正面スクリーン、風除室については、扉新設以外は補修 程度と考えていますが、可能な限り、結露発生を抑制するよう 配慮してください。
50	31	第2	5	(2)ア	建築改修工事	外壁や内装の既存石貼り・タイル等を「存置」する場合、将来 的な経年劣化による剥落事故が発生した場合は、事業者のリス ク負担ではないと考えてよろしいですか。	外壁タイルの補修についての2階部分についてJKセライダー 工法の剥落10年保証工法を想定しています。 また、運営期間の維持管理は要求水準書(案)第5 2(4)を ご確認ください。
51	31	第2	5	(2)ア	建築改修工事	外壁タイルの改修について「2階以上の部分:JKセライダー工 法」とあるが、これは「タイルの浮きが発見された部分のみ」に 施工するものと考えてよろしいですか。	JKセライダー工法は不具合含めて全体の面を施工し、剥落防 止のピンと塗布をおこなう工法です。 実際には詳細な調査をもって浮き箇所を把握しますが、2階部 分全体を施工対象としています。
52	31	第2	5	(2)ア	建築改修工事	R4年度調査結果と比較し、R7年度速報値で著しく浮き・ひび 割れが増加している箇所(または進行速度が速い面)があれ ば、その特定箇所と要因(構造クラック等)についての見解を ご提示願います。着工時(R10年)にはさらに悪化した部分に ついては、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	市としての特定箇所は特にありません。 調査結果を参考にし、事業者で想定・提案可能な範囲は事業 者の業務範囲です。 ただし、調査結果から予測できる範囲と大きな差異があれば 協議の対象になります。
53	31	第2	2	(2)ア	建築改修工事	建物本体だけでなく、エントランスキャノピーや駐輪場屋根等 の鉄部・塗装の劣化状況に関する調査資料をご提示願いま す。	提示した調査以外の資料はありません。事業者にて必要に 応じて調査を実施してください。 なお、キャノピー屋根は銅板であり、基本は現状維持とし、劣 化の著しい部分のみ補修することを想定しています。また、駐 輪場屋根は塗装及び、劣化の著しい部分のみ補修することを 想定しています。
54	31	第2	5	(2)ウ	外構工事	本工事で行う外構改修工事において、雨水流出抑制などで浸 透施設は不要であると考えてよろしいですか。	第一駐車場については透水舗装、他の舗装については現状 に合わせて不陸補正の上、表層舗装としてください。 なお、既存の浸透施設(側溝)を改修工事で一時撤去するの であれば、現状復旧してください。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
55	31	第2	5	(2)ウ	外構工事	駐車場等の舗装改修にあたり、路盤下の空洞化は存在しないと考えてよろしいですか。	調査はしていませんが、異常は見られない状況のため、空洞化部分はないと想定しています。
56	32	第2	5	(3)	建築に係る設備	更新する衛生設備・空調換気設備・電気設備の方式について整備条件と同等の機能・性能を満足する改修方式等、事業者による提案は可能と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準を満たす内容でご提案してください。
57	32～37	第2	5	(3)イ	機械設備工事	消防設備の防災受信盤は更新しますか。(利用者への館内放送を受信盤で実施しています)	お見込みのとおりです。
58	34	第2	5	(3)イ	機械設備工事	井水廃止および火葬炉・空調更新に伴い、既存の上水・都市ガス引き込み管径で容量(圧力・流量)が不足する場合、本管からの入れ替え工事費および加入金は、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	上水については要求水準に基づく想定火葬炉利用者数は大きく変わるものではないと考えているため、原則管径の不足はないと想定しています。 ガス使用料は既存熱源の更新及び新規火葬炉のガス使用量に基づき費用を見込んでいます。空調熱源の更新によってガス口径が変更する場合含めて、事業者の業務範囲内と考えます。
59	34	第2	5	(3)イ	機械設備工事	排水能力の増加で、引き込みや既存インフラ(上下水道、電気、ガス、通信など)への接続(移設も含む)にあたっての工事費用、その他の費用等は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	排水能力の増加について、WCなどが増えても要求水準に基づく想定火葬炉利用者数は大きく変わるものではないと考えています。 そのため、想定外の増加で負担金等が発生した場合は協議に応じます。
60	34	第2	5	(3)イ	機械設備工事	熱源機器および空調配管の更新に伴い、空調供給が一時的に停止する期間が生じると想定されます。その期間中、運営エリア(待合室・事務室等)の一部は空調等が利用できないと考えてよろしいですか。	中間期などを活用し、更新できる範囲を進めていくことを想定しています。
61	34	第2	5	(3)イ	機械設備工事	要求水準書に「熱源システムは、経済性・環境性・信頼性・維持管理性等を考慮して選定すること。」とありますが、熱源機の縮小や冷温水発生機そのものを別熱源で置き換える提案も可能という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、熱源システム更新後約15年の長期運営を見据えた設計を前提としてご提案ください。
62	35	第2	5	(3)ウ	電気設備工事	既存電気室・発電機室以外の場所で、キュービクル・発電機を更新する、屋外化するなどは、事業者提案によると考えてよろしいですか。	要求水準を満たす内容で、斎場運営に支障のないことを前提に、事業者の提案によります。 なお、受変電設備の更新に切替に特別な休場日が必要な場合は、冬・夏を避けた時期に、休炉日に引き続く形で市長等が定める休場日として、休炉日とあわせて3日間を優先してご提案ください。
63	36	第2	5	(3)ウ	電気設備工事	「機械警備設備及び入退管理設備用空配管を新設する。」の入退管理設備とはどのようなものか。	カードリーダー等の設備を想定しています。設置場所及び仕様の詳細については今後の協議によります。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
64	39	第3	2	(7)ア	基本設計	事業者の書式とし、明細まで不要と考えてよいでしょうか。	本事業に関する提案書類は、市が指定する要領に従って作成することといたします。作成要領等は入札公告時に示します。
65	39	第3	2	(7)イ	実施設計	DBO事業の趣旨より、事業者の書式とし、ご指定の書式や作成のルールには特段の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問No.64をご確認ください。
66	40	第3	3	(1)イ	検査	居ながら改修において、エリアごとに順次引き渡し・使用開始されるが、引き渡し直後からそのエリアの光熱費は「運営業務(市負担/運営費)」に切り替わると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。 なお、その場合にエリアごとの使用量が分かるように子メーター等で管理してください。
67	40	第3	3	(1)ウ(エ)	その他	基礎工事や配管施設工事に伴い発生する建設残土について、場内処理・場外搬出は事業者提案によると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
						敷地内に土壌汚染(ダイオキシン類等)の可能性があるエリアは存在しないと考えてよろしいですか。	土壌汚染の可能性はないと考えています。
68	44	第4	1	(5)ア	実施体制	「統括管理業務を確実に円滑に実施する為、事業の全期間にわたり「総括管理責任者」を1名配置すること」とありますが、「統括管理責任者」の誤りでしょうか。	「統括責任者」と「統括管理責任者」が重複していたのは誤りです。正しくは、総括責任者のみ定めることとします。
69	44	第4	1	(5)ア	実施体制	「統括管理業務を確実に円滑に実施するため、事業の全期間にわたり「総括管理責任者」を1名配置すること」とあるが、「統括管理責任者」の誤りか。	要求水準書に対する質問No.68をご確認ください。
70	44	第4	1	(5)ア	実施体制	統括管理責任者につきまして、「施設改修期間」と「維持管理・運営期間」とで主となる会社が異なる為、変更させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	「統括責任者」と「統括管理責任者」が重複していたのは誤りです。正しくは、総括責任者のみ定めることとします。変更については、市の承諾を受ける必要がありますが、施設改修業務が完了した時点を含めて、事業期間中での主となる企業の変更を可能とします。
71	46	第4 第5	2	(2)	総務・経理業務 総括責任者	「総務・経理業務」、「統括責任者」、「統括責任者」に関する要件については、現在の指定管理で求められている役割と同程度のレベル感を想定してよろしいのでしょうか。それとも、DBO事業として高度な管理体制や専任性が求められる想定でしょうか。	改修工事を行いながら施設運営を行う本事業の特性を理解の上で、改修業務と運営業務の全体を管理できる方を配置していただくため、設定を求めています。
	49		2	(5)ア(ア)			

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
72	47～48	第5	2	(2)イ	仕様	「本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない。事業者は、事業期間中に予想される修理・交換ニーズをあらかじめ把握し、事業終了後の施設状況を想定した上で、効果的・効率的に修繕・更新を実施すること」とあるが18年間の維持管理運営業務の概算費用の中に熱源設備、空調設備、給排水設備、構内交換機、時計設備、放送設備、監視カメラ設備など期間内で機械設備の更新又はオーバーホールの費用は見込んでいるか。	大規模修繕は想定していませんが、各設備について、予防保全を前提とした場合でも事業期間内に更新、オーバーホールが必要となる分については費用に見込んでいます。
73	47～48	第5	2	(2)イ	仕様	「維持管理・運営業務期間全体の「長期修繕計画書」を作成し、効果的・効率的に修繕・更新を実施すること」とあるが、P.47、第5、2、(2)、イに「本事業の事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない」と記載がある。本事業で更新されない施設や設備について修繕計画書を作成すればよいか。更新した設備のオーバーホールや更新についても作成するか。	要求水準書に対する質問No.72をご確認ください。
74	48	第5	2	(4)ア	対象範囲	「公表資料、現地見学会等からは予見が困難であり、提案時に予測できない既存施設部分の瑕疵等に起因する費用については、市が負担する」とあるが、更新しない既存設備の瑕疵について事業者が負担する場合はどのようなケースを想定しているか。	更新しない既存設備の瑕疵について事業者が負担するケースとして、要求水準の条件からは更新すべきと読み取れる設備等が更新されていない等の場合は事業者の負担となります。
75	49	第5	2	(5)ア(ア)	総括責任者	(ア)に定める「運営業務責任者」の定義をご教示願います。統括管理者とは別という理解でよろしいでしょうか。	「運営業務責任者」は、総括管理者とは別で、本事業の運営業務を総合的に把握し、調整等を行う者となります。なお、運営業務責任者は運営業務の管理、統括管理者は改修工事を行いながら施設運営を行う本事業の特性を理解の上で、改修業務と運営業務の全体を管理できる方を配置していただくため、設定を求めています。
76	49	第5	2	(5)ア(ア)	総括責任者	「総括責任者」と「統括責任者」の違いは何か。	要求水準書に対する質問No.68をご確認ください。
77	49	第5	2	(5)ア(イ)	総括責任者	「総括責任者」は、SPCの正社員とするのか。	お見込みのとおりです。
78	49	第5	2	(5)ア(イ)	※対話追加質問	総括責任者は常駐が必須でしょうか。	基本的には施設に常駐の上、SPCにも籍を置いていただきたいと思います。具体的方法としては出向、兼務等の形式も考えられます。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
79	50	第5	2	(6)イ	長期修繕計画書	(オ)に「事業終了後1年以内は、建築物、建築付帯設備、火葬炉設備等の修繕又は更新が必要とされない状態を確保するものとする」とありますが、ここで言う「修繕」とは6ページの(3)イにあるように「大規模修繕」と読み替えてよろしいでしょうか。 当斎場は火葬件数が多く、火葬炉設備は定期的な修繕が発生するため、事業終了後1年以内に修繕が発生しないと保証する事は難しいと考えます。 51ページの(9)事業期間終了時の対応及び55ページの11.事業終了時の引継ぎ業務にも同様の記述があるため、併せての回答をお願いします。	お見込みのとおりです。 事業終了後1年以内の大規模な修繕は発生しないものとしてお考えください。
80	51	第5	2	(8)	保険	「維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること」とありますが、工事期間中については、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	工事期間中においても、事業者は自らの負担により保険に加入することとします。詳細は、入札公告時に示すものとし、事業契約書に記載します。
81	51	第5	2	(8)	保険	事業者が加入する保険については現在の指定管理者で加入している賠償責任保険とマネーディフェンダー運送保険を想定してよろしいか。	維持管理・運営期間中の事業者が加入する保険の詳細は、入札公告時に示しますが、それ以外の保険付保は必要と判断するものをご検討ください。
82	53	第5	6	ア	植栽・外構等維持管理業務	維持管理開始時点で既に樹勢が弱っている既存樹木が、運営期間中に枯死した場合、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	維持管理期間中の伐採は市の負担として想定しています。
						既存樹木の状態のわかる資料をご提示願います。	既存樹木の状態のわかる資料は特段ありません。
						緑化率の条例にかからないと考えてよろしいですか。	緑地を設けることは、相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例第11条に規定されており、例施行規則で定められている緑化率(火葬場の面積の20%)を満たす必要があります。
83	53	第5	6	イ	植栽・外構等維持管理業務	樹木、植栽において伐採、強剪定が必要となった場合市負担の範囲と考えてよいか。	強剪定は要求水準の範囲と考えています。伐採は、市の負担として想定しています。
84	53	第5	6	イ	※対話追加質問	樹木の維持管理にコストがかかるため、大規模改修業務内に樹木の間引きを含めていただけないでしょうか。	意見として承ります。 改修業務の要求水準書で示す範囲の伐採は事業者、維持管理の要求水準書に含まない伐採は市の負担として想定しています。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
85	55 60	第5 第6	10 4	ウ ア	警備業務 予約受付業務	P.55「日中は人的警備、夜間は機械警備を基本とし通夜等で夜間も使用されている際の利用者の安全に配慮した警備計画」、P.60「火葬炉、式場及び霊安室の利用予約を24時間受け付けること。」とある。 夜間に施設全体を無人にして機械警備とするということでは無く、部屋ごと又は区画ごとに機械警備をセットするというイメージで良いか。	夜間の人的警備配置は要求水準ではありません。また、基本的に、式場棟の改修後は利用者の宿泊は認めない想定であるため、要求水準の記載を必要に応じて見直します。 なお、区画を分けた機械警備の設定も可能と考えていますが警備方法は提案に委ねます。
86	59	第6	3	(3)	火葬予約枠数	P.60に記載の想定火葬予約枠の約8,300件/年、約10,000件/年を上回る火葬枠で運用をする事になった場合の費用は市で負担と考えてよいか。	火葬件数が当該件数を大幅に超えることが明らかに見込まれる場合、事前に協議することを想定しています。
87	60	第6	3	(3)	火葬予約枠数	通常時予約枠数・年間火葬予約枠数をお示しされていますが、この予約枠数には死胎・改葬等の枠数は別との記載があります。死胎・改葬等の枠数は事業者提案でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 過去の死胎・改葬等火葬実績を加味してご提案ください。
88	60	第6	7	ア	告別・炉前業務	「火葬開始時間の30分前から、柩の受け入れが可能となるように事前に準備すること。なお、所要時間には告別及び入炉も含むものとする。」とありますが、考え方としては、点火予定時刻から30分前の時間を告別時間とするという解釈でよろしいでしょうか。到着後、30分の告別時間を設けるという解釈ではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問No.31をご確認ください。
89	62	第6	10	ウ	待合室関連業務	「ごみの処分方法については事業者の提案に委ねる」とあります。 利用者の飲食に伴う弁当空き箱や缶・瓶等の処分費用(事業系一般廃棄物処理費)は、葬祭関係各社(待合利用者)が処分するものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
90	63	第6	14	(2)ウ	庶務・広報業務	「市が実施する視察対応の支援」とあります。 想定される年間の視察受入件数や、1回あたりの対応人数(説明員の配置数)の目安をご教示願います。	過去の視察受け入れは年間1~2件程度です。 多い年で年間4件あります。事業者による説明の要否は視察目的によるものと考えます。
91	64	第7	1	-	売店等運営業務	売店を運営しない場合、売店と売店控室は、事業者の提案による整備と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。 2階待合室の清掃が必要であることを踏まえてご提案ください。
92	64	第7	1	-	売店等運営業務	入札時の提案に於いて自主事業の売店運営業務について、人員を配置しないで自動販売機設置とした場合に事業者選定に対する評価に影響するか。	事業者の審査における評価基準等については、入札公告時に示します。 なお、評価は落札者決定基準に基づき事業者選定委員が実施します。 また、現在の売店事業をなくす必要はないと考えています。利用者のニーズ等を踏まえ、採算性等の検討の上実施有無をご判断ください。

■要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
93	配付資料 3	-	-	-	現施設劣化度調査結果	調査の結果、塩化物イオン量が規制値(0.30kg/m ³ 等)を超過している部位はないと考えてよろしいですか。	コンクリート中の塩化物イオン量は、調査対象項目としていません。
94	配付資料 3	-	-	-	躯体劣化調査報告書(R6)	コア抜き調査の結果、中性化深さについて特殊な防食工法等は必要ないと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
95	配布資料 4	1	2	-	外壁全面調査結果報告書(R7年度速報)	提示された資料は「R7年度速報」となっていますが、事業予算に伴う適正な入札金額の算出にあたり、この速報値を最終的な与条件とします。最新情報により補正される場合は、事業予算の変化と共にご提示願います。	R7調査結果は速報値から変更ありません。また、今後補正される場合は速やかにお知らせします。
96	配布資料 4	1	2	-	外壁全面調査結果報告書(R7年度速報)	今回提供された調査報告書において、足場がなく調査不能であった箇所(盲点)が存在する場合、その箇所の劣化リスクは、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	調査結果を参考にし、着工時に劣化調査を行い、補修を行ってまいります。但し想定と大きな差異があれば協議の対象になります。
97	配布資料	1	-	-	外壁全面調査結果報告書	タイル引張試験で判定基準値を下回る(付着力不足)箇所があった場合、不合格箇所周辺の「部分注入・ピンニング」と考えてよろしいですか。	不具合箇所の補修及び全体の塗布としています。(2階範囲JKセライダー工法、1階範囲JKコート工法と想定)
98	配布資料	1	-	-	外壁全面調査結果報告書	サッシ廻りのモルタル充填不足や浮きが確認された場合、事業者の業務範囲外と考えてよろしいですか。	劣化箇所があれば補修は業務範囲です。ただし、想定と大きな差異があった場合については、市と協議の上、対応を決定する想定です。
99	配布資料	2	-	-	関係写真台帳	外壁改修にあたり、ひび割れ補修だけでなく、エフロレッセンス(白華)や雨だれ汚れの薬品洗浄・高圧洗浄は全壁面に行うものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
100	配布資料 12	[参考]工事工程表	-	-	-	休日とは休場日のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	配布資料 12	[参考]工事工程表	-	-	地下機械室更新工事	「特別休館日(2日)の延長が必要な場合は協議による」とありますが、最大連続で何日休場日を設けることが可能でしょうか(受変電設備の入替は相当な期間が必要であると想定される為)。	受変電設備の更新に切替に特別な休場日が必要な場合は、冬・夏を避けた時期に、休炉日に引き続く形で市長等が定める休場日として、休炉日とあわせて3日間を優先してご提案ください。
102	配布資料 13	[参考]概算工事費算定の考え方	2	(2)②	維持管理・運営業務費算定の考え方	維持管理費(修繕費除く)で「既存施設の維持管理・運営業務に係る維持管理費をもとに設定した。」とあるが、概算事業費の運営費に於いては物価、人件費単価の上昇を見込んで算定しているか。物価、人件費の上昇については想定は難しい為、事業期間中に協議により事業費の改定ができるようにして欲しい。	実施方針に対する意見No.26をご確認ください。

■要求水準書に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	10	第2	1	(3)キ (ア)	建築工事の制約	「告別式・収骨室・式場で利用者が感じる騒音は60dB以内を基本とする」とありますが、工事を行うには指示・声掛けが頻繁に行われ、また、作業による騒音も発生する為、上記範囲内では実質作業が不可能です。騒音規制を撤廃していただきたい。	要求水準書に対する質問No.18をご確認ください。
2	10	第2	1	(3)キ (ア)	建築工事の制約	「告別室、収骨室、エントランスホール、待合ホールなどの利用者エリアの工事は、仮設の区画壁等により利用者エリアと工事エリアを区画し、騒音に配慮の上、工事を行う、もしくは利用者のいない休館日や夜間に工事を実施すること」とありますが、夜間工事の場合は非効率且つ長期の夜間工事が想定される為、協力業者の確保が出来ない可能性が高くなります。夜間工事を行わない工事計画としていただきたい。	要求水準書に対する質問No.19をご確認ください。
3	10	第2	1	(4)ウ	火葬炉工事の制約	上記要求水準書(案)に対する質問No.2が建築工事も該当した場合、居ながら改修で意匠性に配慮した仮設壁の設置は現実的ではない為、再考願いたい。	要求水準書に対する質問No.25をご確認ください。
4	11	第2	2	(1)ウ	基本要件	本事業において発生する廃棄物には、ダイオキシン類や重金属、アスベストなどが含まれることが予測される。適正に処理・処分するとともに、周辺環境の保全に十分留意して行うこと。とありますが、市より受領した資料からは合理的に把握できない、ダイオキシン類や重金属、アスベストなどについては追加工事としていただきたい。 工事開始後にアスベストがあることが判明した場合は対応に係る費用を負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 市が事前に提示した資料から事業者が読み取れないものによる費用負担は、市の負担として想定しています。
5	11	第2	2	(1)ウ	※対話追加質問	アスベストが判明した場合、工期にも影響してくるがそれについてはどのような対応となりますでしょうか。	協議の上、工期延長になった場合には、それにかかる費用等についても基本的には市の負担として想定しています。
6	11	第2	2	(1)ウ	※対話追加質問	アスベスト調査は公共で実施することとしている事業が多いが、現時点で示されている調査以外に追加で調査を実施する場合は事業者の負担となりますでしょうか。	現時点で示している調査結果はあくまでも参考資料であり、要求水準書(案)第2 2(3)の記載のとおり、事業者にて事業着手時のアスベスト調査を実施してください。
7	26	第2	4	-	仮設火葬棟・火葬炉設備工事	仮設火葬炉に仮設待合室を併設したらどうか。2階待合室の改修工事を施工する場合に必要と考えます。	要求水準を満たし、予定価格の範囲内で提案することは可能です。 また、要求水準の記載の見直しを検討します。
8	26	第2	4	-	※対話追加質問	一定の期間使用できる待合室の数が減る場合、想定 of 火葬スケジュールが成立しないと考えるため、待合室のローリングも考慮していただけないでしょうか。	要求水準の記載の見直しを検討します。 なお、現施設の運営にあたり実施されている、早期到着された方の待合室への入室対応は想定していません。待合室の利用時間は厳守として、早期到着された方は告別室前に椅子を設けるなどして対応することを想定しています。

■要求水準書に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
9	26	第2	4	-	※対話追加質問	2階の待合エリアの利用しながらの工事をより安全・確実に実施するにあたり仮設待合があると工事の効率が上がるものの、事業者提案で仮設待合棟の金額が見込まれていない場合に提案することが難しくなります。	ご意見として承ります。
						事業者の提案で工期が大幅に縮減した場合に、事業費の返還はないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	26	第2	4	-	※対話追加質問	ゾーンで分かれていない中での居ながら工事という点で難易度が高いため、仮設トイレ込の仮設待合棟が想定されることで効率が担保できると考えます。	要求水準書に対する意見No.7をご確認ください。
11	40	第3	3	(1)ア(キ)	建設工事	(途中略)なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。とありますが、不可抗力は全て市負担としていただきたい。	原案のとおりとします。 なお、二次被害拡大防止の観点から事業者負担を一部設定する想定ですが、協議の上で合理的な範囲について、市が全て負担となる場合も想定されます。
12	59	第6	3	(1)	開場時間及び休場日	火葬炉(火葬業務)の開場時間は午後5時までと記載がありますが、仮に火葬件数増加案などで午後6時まで時間延長を行う場合、事業者への事前告知、協議の上、追加に掛かる費用の補填を要請いただく形にしていきたいと考えます。	ご意見として承ります。 改修工事期間中、年間約8,300枠の予約枠を確保した上で、それ以上に時間延長を市が求める場合は、協議に応じる想定でいます。
13	配布資料 8	[参考]改修計画図	-	-	共通	雨漏り箇所の調査・補修は原因が不明な為、別途工事としていただきたい。	現在判明している雨漏り箇所の調査・対応は範囲としてください。また、新たに発見された箇所については応急処置は範囲とし、その後の調査・対応は協議に応じる想定でいます。施設見学等を実施した中でも明らかに把握できない箇所の工事が発生した場合は、協議の上、市の負担として想定しています。
14	配布資料 8	[参考]改修計画図	-	-	※対話追加質問	事業者による調査は事業者選定後に実施するという想定でしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、施設見学等を実施する場合は、市へご相談ください。
15	配布資料 8	[参考]改修計画図	-	-	1階工事範囲図	エントランスホール・炉前ホール・待合階段ホール・収骨ホール等の各工事(間仕切壁・天井内配線・配管等)は、施設を利用しながら行うことは(昼夜問わず)現実的ではないと判断します。工事の対象から外すことを検討願います。	要求水準の記載の見直しを検討します。
16	配布資料 8	[参考]改修計画図	-	-	2階工事範囲図	2階各所を利用しながら工事を行うことは(昼夜問わず)現実的ではないと判断します。工事の対象から外すことを検討願います。(例:階段吹抜天井作業時は足場が数日間かかった状態となる、ELVを利用者と工事関係者がともに利用する、天井内の設備工事を行う際は部分的に天井を解体することは不可能である等)	要求水準の記載の見直しを検討します。

■要求水準書に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
17	配布資料 13	[参考]概 算工事費 算定の考 え方	2	(2)②	施設改修業務費算 定の考え方	夜間工事が発生するにあたり、JBCIの「市民会館・コミュニ ティセンター」施設の金額への夜間工事比率を掛け合わせた 計算では工事対応金額としては難しいと考えるため、検討い ただきたい。	ご意見として承ります。
18	配布資料 14	[参考]火 葬タイム スケ ジュール	-	-	-	4件同時に火葬を行うスケジュール枠では、告別ホール・収骨 室ともに、前後時間枠の早着・遅着及び火葬時間によって重 なってしまう危険性がある。 火葬炉も同時稼働が10炉になる時間帯があり、使用していな い予備の火葬炉が1炉ないと不具合が起こった時に対応でき ないのではないか。(仮設炉3基を予備として存置すれば問題 ありません)	想定する火葬タイムスケジュールにおいて、火葬炉の同時稼 働は最大8炉を想定しています。 なお、提示する火葬タイムスケジュールは参考であり、要求水 準を満たす火葬スケジュールをご提案ください。
19	-	-	-	-	その他	全体を通して提案検討の中でより合理的な手法が見つかった 場合に提案できる柔軟な条件設定をご検討いただきたい。	ご意見として承ります。 なお、事業実現に向け、より良い提案をしていただくため、追 加の官民対話を実施する予定です。